

厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、

労働者を雇用する**全ての事業者**に対して、令和7年6月1日から

》》労働者への**熱中症対策を義務化**しました

農業者も
対象です

労働者を雇用する農業者・農業法人は、熱中症が発生した際に速やかな対応ができるよう、

✓ 早期発見のための体制整備

✓ 重篤化を防止するための実施手順の作成



を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務付けられています。

労働者を**雇用していない農業者でも、家族内従事者等に対する周知に努めましょう！**

農 作 業 は

涼しい時間帯に

2人以上で
声を掛け合って

20分ごとに
休憩＆水分補給して

行 い ま し ょ う

別紙の『「**熱中症**」対応フロー』に必要事項を記載し、作業場に貼ってみんなで確認しましょう！